

「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更等（兵庫県決定）

1 はじめに

兵庫県は、現行の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を平成21年4月に策定し、社会情勢の変化等に対応するため概ね5年ごとに見直すこととしており、現在、都市計画区域に関するその他の方針である「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区の整備の方針」並びに「区域区分」と併せて見直しを進めています。

○ 昨年11月に開催した本審議会での事前説明の後、12月8日から12月22日まで兵庫県案を縦覧に供した結果、縦覧者はなく、意見書の提出はありませんでした。

この度、兵庫県から本市へ兵庫県案に対する意見照会があり、回答に先立つて本審議会に諮問を行うものです。

2 これまでの経緯

平成25年12月 兵庫県が都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針策定

平成27年3月 尼崎市都市計画審議会 兵庫県案の報告

平成27年4月 兵庫県案公表

パブリックコメント、説明会の実施

平成27年11月 尼崎市都市計画審議会 兵庫県案の事前説明

平成27年12月 公告・案の縦覧（縦覧者なし、意見書提出なし）

3 今後の予定

平成28年2月 兵庫県都市計画審議会 付議

平成28年3月 都市計画決定告示

以上